

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

山田宗平

介護離職をなくそう



60

「介護離職」という言葉……一度はお聞きになつたことありませんか？

介護離職とは、家族や親族等の介護をするために仕事を辞めることを言います。平成29年就業構造基本調査によると、介護をしている人は約628万人、このうち約6割が働きながら介護をしています。過去1年間に介護・看護のために離職した人は約9万9千人になりました。介護離職率（1・8%）が介護を理由に離職しています。

年代別に見ると、40代から徐々に増え、50代がピークとなり60代も多くいます。離職理由を見ると、約6割の人が仕事と介護の両立が難しい職場だつたと回答し

ており、切実な状況にあることがわかります。こうした現状は以前から大きな社会問題となっていました。

2015年9月安倍首相は一億総活躍社会の実現に向けた新・三本の矢を掲げ、その一つである「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」を推進してきましたが、現状を見る限り達成にはほど遠い状況です。

離職となれば、企業側・従業員側双方に大きなダメ



①自身の介護状況を会社に申請するサービス事業者に申し込み、利用開始となります。費用は、1割～3割で所得に応じて負担割合が変わります。

③介護休業、介護休暇を活用すること

介護が必要な家族1人に通算して93日ま

請を行い、後日認定調査が行われます。
要介護1～5に認定された方は、ケアマネージャーと契約しケアプラン（介護計画）を作成してもらいます。ここまで無料でご利用いただけます。その後、希望するサービス事業者に申しこみ、利用開始となります。費用は、1割～3割で所得に応じて負担割合が変わります。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧下さい。
などがあげられます。
④テレワークや短時間労働制度の利用
⑤両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の活用

いずれも会社側の理解が不可欠であり、活用できる支援制度を知らない経営者様もおられます。両立支援の取り組みを従業員に周知し、就業規則等の見直しを図るなど会社全体で仕事と介護の両立ができるようサポートする必要があります。

いざな国々の支援制度を理解し、活用できる企業体制の確立を目指しましょう。（やまだ社会保険労務士事務所長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

用すること
②介護保険サービスを利用すること
加入は40歳以上とし保険料が徴収されます。介護保険を利用するには、市区町村の窓口で要介護認定の申

家族1人につき1年度に5
介護休暇は介護が必要な人が仕事と介護の両立が難しい職場だつたと回答し

満たせば雇用保険から休業前の賃金の67%が支給されます。

日まで、2人以上の場合は10日まで介護休業や年次有給休暇とは別に取得できます。
④テレワークや短時間労働制度の利用
⑤両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の活用

いずれも会社側の理解が不可欠であり、活用できる支援制度を知らない経営者様もおられます。両立支援の取り組みを従業員に周知し、就業規則等の見直しを図るなど会社全体で仕事と介護の両立ができるようサポートする必要があります。

いざな国々の支援制度を理解し、活用できる企業体制の確立を目指しましょう。（やまだ社会保険労務士事務所長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄